

高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本方針

平成19年8月28日

原子力委員会決定

原子力委員会は、別添の原子力委員会原子力防護専門部会（以下「防護部会」という。）報告書「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方について」の内容は妥当であると判断するので、同報告書に示された方針を、今後の高レベル放射性廃棄物等の防護の在り方に関する基本方針とする。文部科学省、経済産業省及び国土交通省においては、本基本方針に沿って、関係法令の整備等所要の取組を行うべきである。

当委員会は、同報告書にあるとおり、今後、国際的な検討状況を踏まえつつ、放射性物質の防護の在り方に関する基本的考え方等についても検討し、原子力委員会核物質防護専門部会報告書（昭和55年）を見直していくことが適切と考えるので、当該見直しを防護部会に指示する。

以上

(参考)

原子力委員会原子力防護専門部会報告書「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等の防護の在り方に関する基本的考え方について」に示された方針の要点

- 1．これまで基本的な考え方が明示的には整理されていなかった原子力施設等への妨害破壊行為に対する防護の在り方に関しては、防護対象が有する潜在的危険性に応じてそれに相応しい防護の水準を達成する防護機能体系を整備すること（放射性廃棄物とその取扱施設については、潜在的危険性を4区分に分類し、それに応じた防護水準を4段階に設定。）等を、今後踏まえるべき基本的考え方とする。
- 2．平成6年の原子力委員会決定「ガラス固化体の核物質防護措置について」において不法移転に対する防護は「慣行による慎重な管理」（IAEAの核物質防護に関する勧告（INFCIRC/225）にある”prudent management practices”のことで、放射性物質を取り扱う際に通常実施される慎重な管理措置のこと。）によることでよいとされたガラス固化体及び核物質を含む放射性廃棄物であって放射能濃度が高い長半減期低発熱放射性廃棄物並びにそれらを取り扱う廃棄物関連施設及びそれらの輸送は、妨害破壊行為に対する防護に関する規制の対象とする。
- 3．長半減期低発熱放射性廃棄物並びにその取扱施設及びその輸送の不法移転に対する防護及び放射能濃度が低い同廃棄物並びにその取扱施設及びその輸送の妨害破壊行為に対する防護は、「慣行による慎重な管理」によることでよいとする。